

山形県の「つや姫」は、県内での生産者認定制度による徹底した品質管理のほか、県外へも栽培許諾することで、認知度を向上させるとともに、県内生産品に限定しロゴマークを使用させることで差別化を図り、トップブランドを確立

### 【法人概要】

山形県オリジナル米「つや姫」を、育成者権と商標権を活用して、米のトップブランドの地位を確立

- ・所在地：山形市松波二丁目8-1



商標登録されている  
ロゴマーク



### 【取組・成果のポイント】

- ・良食味品種を開発。日本のトップブランドを目指し、県内の農業関係団体に加えて、生産、流通、販売等の分野の委員で構成した山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部にて策定した生産戦略、販売戦略、コミュニケーション戦略に基づき取組を推進。
- ・高品質な「つや姫」を生産するため、県内生産者に対しては、栽培適地内に生産圃場があること、栽培方法が特別栽培か有機栽培であること、1等米又は2等米であること等の出荷基準を満たすこと等の厳しい条件をクリアできる者だけを山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長が認定する生産者認定制度を導入。また、県内生産だけでは生産量が限られ知名度が上がらないため、県外においても奨励品種への採用、栽培方法の指定等の条件を付け、生産を許諾。許諾先からは、種子の販売額に応じた許諾料を徴収し、権利の維持に活用。
- ・「つや姫」に係るロゴマークの商標登録を行い、山形県産「つや姫」だけに使用を限定するなど、差別化を図りながら、プロモーション活動を展開することで、県外産の「つや姫」よりも高単価で販売。日本国内においてトップクラスのブランドを確立。

外国と共同で探索・研究した遺伝資源を活用した品種開発を実現するとともに、海外ライセンスにより世界で販売。得られた利益は遺伝資源国にも分配し、双方win-winの関係を構築し、更なる遺伝資源を入手し、新たな品種開発につなげる仕組みのパイオニア的取組

## 【法人概要】

日本の種苗業界のトップ企業の一つである当該企業は、花や野菜の種苗の開発・販売を事業の中心に、世界170か国以上に展開。本社の知財戦略方針に基づき国内外の社内関係者と強く連携しながら知的財産を国際的・長期的・多面的に保護、活用

- ・所在地：神奈川県横浜市都筑区  
仲町台二丁目7番1号
- ・創業年：1913年7月
- ・資本金：135億円（令和7年5月現在）
- ・従業員数：3,040人

（令和7年5月現在）



サンパチエンス



商標登録されているロゴマーク

## 【取組・成果のポイント】

- ・育種材料となる遺伝資源の確保は新品種開発には不可欠であるため、資源国の行政機関等と共同での探査・研究を実施。新たにできた品種は、模倣品対策のため知的財産権で保護するとともに、資源国に対しては、得られた利益の配分、遺伝資源の探索・評価のノウハウの提供等により双方win-winの関係を構築し、持続的に新たな遺伝資源を入手し、品種開発につなげる仕組みを創出。
- ・例えば、花のロングシリーズ「サンパチエンス」の開発では、インドネシア政府機関と共同で探索等を実施。販売にあたっては、継続的に開発される品種を「サンパチエンス」という統一ブランドで展開する戦略をとっており、国内外で、ブランド名である「サンパチエンス」やロゴマークは商標権、品種は育成者権で保護することで、違法増殖・模倣品を防ぎ、ロイヤルティを確保し、インドネシアに利益を配分。この取組は、インドネシアでも高く評価されており、信頼関係を構築。
- ・この仕組みを支えているのは、グループ全体の知財管理体制。品種に応じた特許権、育成者権、商標権等を組み合わせる知財ミックスによる保護と、秘密管理ポリシーの共有に加え、こうした知的財産に関する知識・考え方をグループ全体で統一するための知財冊子を多言語で作成・配布。

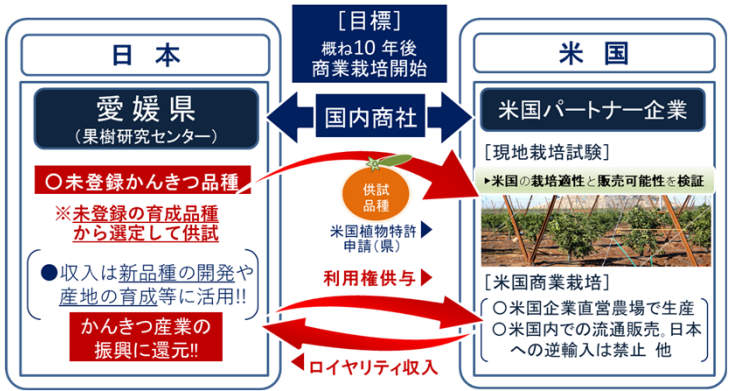
かんきつの主力品種を「紅コレクション」と総称し、一体的にプロモーション活動を行うことで、ブランドを強化。また、かんきつの未利用品種\*を活用したプロジェクトを進行中、将来的には、米国パートナー企業による商業栽培を目指し、ロイヤルティ収入を新たな品種開発や産地育成に活用予定

※未利用品種：品種登録に至らなかった品種

【法人概要】

愛媛県はかんきつ類の生産が全国トップクラス。新たなかんきつ品種「紅プリンセス」の開発により、11月から4月まで高品質なかんきつ品種のリレー出荷を実現。また、多数ある未利用品種を活用した米国ライセンスに着手

- ・所在地：愛媛県松山市一番町四丁目4番地2



【取組・成果のポイント】

- ・3～4月に出荷できる高品質なかんきつ品種の需要があり、この時期に出荷できるオリジナル品種として「紅プリンセス」を育種。紅プリンセスの開発で、「紅まどんな」、「甘平（紅かんぺい）」、「紅プリンセス」のオリジナルかんきつの長期間のリレー出荷を実現。
- ・「紅まどんな」は全農、「紅プリンセス」は愛媛県が商標権を取得。「甘平」については、登録品種名が「甘平」であることから、愛称として「紅かんぺい」を愛媛県が商標登録。「紅まどんな」と「紅プリンセス」は、一定の基準を満たした果実のみに商標を使用。また、「紅かんぺい」については、上位等級を「愛媛Queenスプラッシュ」というブランドで販売。また、この3品種を「紅コレクション」と総称し、一体的なプロモーション活動の展開でブランドを強化し、高単価で販売。なお、3品種の育成者権は愛媛県が所持し、種苗の譲渡範囲を県内に限定し県外への流出を防止。
- ・かんきつの未利用育成品種の有効活用のため米国での生産・販売を行う「米国商業栽培プロジェクト」が進行中。米国パートナー企業と仲介役の国内企業と県で3者の基本合意書を締結。将来的には商業栽培を目指し、ロイヤルティ収入を新たな品種開発や産地育成に利用予定。